

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和郡山市長 上田 清

|                   |                        |  |
|-------------------|------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 大和郡山市<br>(203)         |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 下三橋地区<br>( 下三橋町 )      |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年1月29日<br>( 第 3 回 ) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

下三橋集落は、大規模集落で高度成長期以前は多くが専業農家であった。戦後間もなく大和丸なすの栽培に取り組み、大都市等でも需要のある高級食材としての地位を早くから確立させていた。大和丸なすの裏作でイチゴも盛んに栽培されているほか、水稻栽培も盛んな地域であったが、高度成長期以降、兼業農家の増加と農業者の高齢化により専業農家が減少し、増える傾向にない。農業後継者についても、約7割の農家におらず、認定農業者・認定新規就農者等の担い手を増やして行くことも早急な課題である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

奈良県の特定農業振興ゾーンに指定されたことにより、三橋地区の特徴を踏まえた高収益作物への転換を進めてゆく。大和郡山の特産農産物となっている大和丸なす、イチゴ、イチジクの生産を進め、三橋地区農産物としてのブランド力の向上を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 28.5 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 5.5 ha  |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置付けられた者が耕作する農地を農業上の利用が行われる農用地等として地域計画の区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                           |
| 地区内の農地の適正利用を担う営農組織を検討し、分散ほ場の解消、担い手への農地集積・集約化を図り、耕作放棄地の発生を防止するために適正な農地管理を行う。                |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                           |
| 担い手への農地を集積・集約を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。今後、耕作されなくなった農地については機構に順次登録してゆき、機構を通じて担い手への貸付を進めていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                            |
| 分散している農地を集積・集約化することにより大区画化を図り、農道、用排水路の保全を行い営農環境の整備に努める。                                    |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                       |
| 集落外からも担い手を受け入れることを継続して行い、それらの担い手の定着を図る。                                                    |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                        |
|                                                                                            |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                             |                                  |                               |                               |
|------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出  | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨その他 |                               |

【選択した上記の取組方針】

耕作放棄地の発生を防止するため、集落として適正な農地管理に取り組む。